

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」の設置、運営等に関する協定書

国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学及び公立大学法人福島県立医科大学（以下「構成大学」という。）は、放射線災害・医科学研究における学術拠点を形成するため、ネットワーク型による構成大学間の連携及び協力のもと、学校教育法施行規則第143条の3第2項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の設置、運営等について、次のとおり協定を締結する。

(拠点の名称)

第1条 共同利用・共同研究拠点の名称は、「放射線災害・医科学研究拠点」（以下「研究拠点」という。）とする。

(組織)

第2条 研究拠点は、広島大学原爆放射線医科学研究所、長崎大学原爆後障害医療研究所及び福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター（以下「研究所等」という。）をもって組織する。

(運営方針)

第3条 構成大学は、常に密接な連携及び協力のもとに、研究拠点の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実及び発展に努めるものとする。

(相互理解及び尊重)

第4条 構成大学は、各法人の理念及び目的を相互に理解するとともに、自主性及び自律性を尊重するものとする。

(拠点本部)

第5条 研究拠点の拠点本部を広島大学原爆放射線医科学研究所に設置し、拠点本部長は広島大学原爆放射線医科学研究所長をもって充てる。

(経費)

第6条 研究拠点の運営に係る経費の要求、受入れ及び構成大学への配分等については、研究拠点に置く運営委員会の議を経て、広島大学が行うものとする。

2 前項の経費配分等の手続きに関しては、別に定める。

(便宜供与)

第7条 研究所等は、共同研究に参画する研究者に対し、個々の所有する研究施設、設備の利用等について、便宜供与に努めるものとする。

(実施)

第8条 この協定の実施に当たっては、構成大学の諸規則に則り行うものとする。

(変更)

第9条 この協定書の変更は、構成大学が協議の上、行うものとする。

(付帯事項)

第10条 協定書は、3作成し、構成大学において各1を所有する。

(効力)

第11条 この協定書は、平成28年4月1日から効力を発し、研究拠点が存続するまでの間、その効力を有する。

平成28年2月17日

国立大学法人広島大学長

越智 光夫

国立大学法人長崎大学長

片峰 茂

公立大学法人福島県立医科大学長

氣水 庄一